

【ハラスメント防止方針】

1 基本方針

当事業所は、すべての利用者、家族、職員及び関係者の人格と尊厳を尊重し、安心して働き、安心してサービスを利用できる環境づくりを推進する。

ハラスメントは個人の尊厳を傷つける行為であり、職場環境及び支援環境の悪化を招くものであることから、いかなるハラスメントも許容しない。

2 対象となるハラスメント

当事業所では、次の行為をハラスメントとして取り扱う。

(1) パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係を背景として、適正な範囲を超えて精神的又は身体的苦痛を与える行為。

(2) セクシュアルハラスメント

性的な言動により相手に不快感や不利益を与える行為。

(3) 妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント

妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する制度利用を理由として不利益な取扱いや嫌がらせを行う行為。

(4) カスタマーハラスメント

利用者、家族又は関係者からの社会通念上相当な範囲を超える要求、暴言、威圧的言動、長時間拘束、脅迫その他職員の就業環境を害する行為。

(5) その他人格を傷つける言動

差別的発言、誹謗中傷、無視、嫌がらせその他相手の人格や尊厳を傷つける行為。

3 事業所の対応

ハラスメントが発生した場合又はその疑いがある場合は、速やかに事実確認を行い、必要に応じて関係者への聞き取り、助言、指導その他適切な措置を講じる。

また、再発防止に向けた取り組みを行う。

4 相談体制

職員が安心して相談できる体制を整備する。

相談内容についてはプライバシーに十分配慮し、相談したことを理由として不利益な取扱いを行わない。

5 研修及び周知

ハラスメント防止に関する研修及び周知を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。

6 公表

本方針は事業所内への掲示及びホームページへの掲載等により公表する。

制定日 令和 8 年 6 月 1 日

最終改訂日 令和 8 年 7 月 1 日